

第2章 環境行政の組織

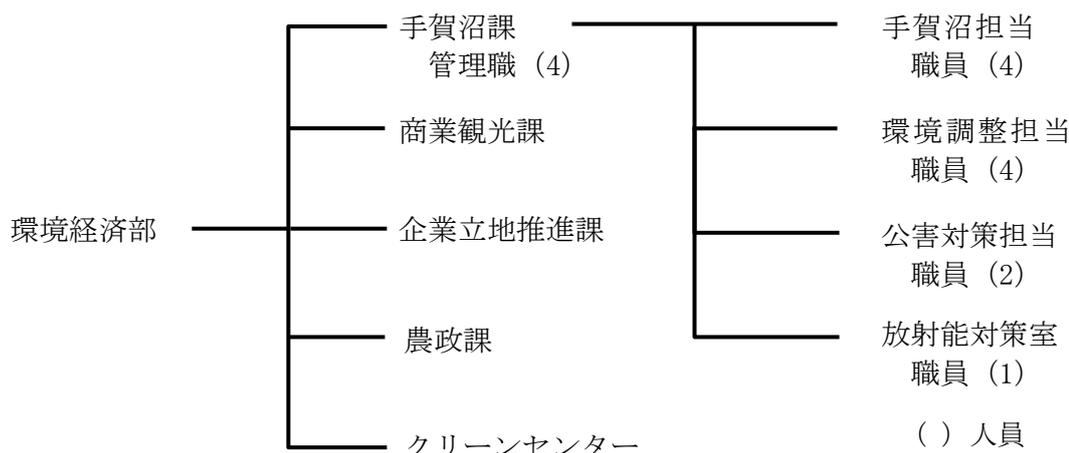
1. 環境経済部の機構

昭和45(1970)年10月、都市整備部環境衛生課に「公害対策係」が発足し、急激に増えつつあった公害問題に取り組みをはじめました。

その後、昭和47(1972)年4月、住民部安全対策課に組み入れられ、昭和56(1981)年には機構改革により経済環境部の中に環境保全係と公害対策係からなる環境保全課が設置されました。平成10(1998)年からは、新たに手賀沼担当を加え、手賀沼に係わる施策を総合的に推進する「手賀沼課」として生まれ変わっています。また、平成23(2011)年8月に公害対策担当と兼任する形で発足し、同年11月に単独の部署となった放射能対策室が、平成27(2015)年4月に課内室として再び手賀沼課に編入されました。

手賀沼担当は、主に手賀沼等の公共用水域の保全、水の館の維持管理などの業務を、環境調整担当は、主に環境基本計画の進行管理、地球温暖化対策の推進及び谷津ミュージアムづくり事業を、公害対策担当は、主に公害の調査・監視、公害防止対策の計画・立案・指導及び公害の苦情処理等の業務を行い、放射能対策室は、主に市の放射能対策全般のとりまとめや調整を行っています。

(令和2年3月31日現在)



2. 事務分掌

| | | |
|------|--------|--|
| 手賀沼課 | 手賀沼担当 | <ul style="list-style-type: none"> 手賀沼の水質浄化に関すること。 手賀沼に係る施策の総合調整に関すること。 公共用水域の水質保全に関すること。 ジャパンボードフェスティバルに関すること。 手賀沼親水広場の運営に関すること。 環境学習に関すること。 |
| | 環境調整担当 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の推進に関すること。 谷津ミュージアム事業の推進に関すること。 野生生物の保護及び相談に関すること。 愛護動物の適正飼養の啓発・相談に関すること。 環境審議会に関すること。 地球温暖化対策に関すること。 |
| | 公害対策担当 | <ul style="list-style-type: none"> 典型7公害（騒音・振動・悪臭・水質汚濁・大気汚染・地盤沈下・土壌汚染）の調査及び防止対策に関すること。 典型7公害に係る相談及び苦情処理に関すること。 土砂等による埋立て等の規制に関すること。 |
| | 放射能対策室 | <ul style="list-style-type: none"> 放射能対策に関すること。 |